

## 支払督促の概要及び活用方法

自分で出来る簡単な裁判の手続

平成 22 年 7 月 22 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順  
〒151-0051

渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401

Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763

e-mail : [jun\\_asai@ys-office.co.jp](mailto:jun_asai@ys-office.co.jp)

URL : <http://asai-office.jp/>

「お金を貸したけど、返してくれない」、「慰謝料を払うと言ったのに、払ってくれない」等、お金を払ってほしい、でも裁判となるとお金と時間がかかるし何かいい方法はないだろうか？

こんな悩みをお持ちの方、支払督促という手続きを検討されてはいかがでしょうか。

支払督促とは、簡単な裁判の一つです。

### 1. 支払督促とは

一定の金銭などの支払を求める場合に相手方の住所を管轄する簡易裁判所に申立をする手続きです。

支払督促は最も簡単な裁判の方法で、「直接裁判所に出向かなくてもよく、数枚の書類だけで申し立てできる」ものです。相手の異議が無ければ、強制執行も1ヶ月くらいで取り掛かれます。

・支払督促を行うための条件は、下記のとおりです。

(1) 金銭の支払を目的とする請求である

(金銭支払以外では、金銭の代替物又は有価証券に限られています。なお、請求金銭額に制限はありません)

(2) 相手方に送達することができる(相手が行方不明などではないこと)

支払督促は相手方の住所地の簡易裁判所に申し立てることになります。

支払督促の申し立ては郵送でも受け付けてくれますので、相手が遠くても申し立てをすることは可能です。

### 2. 支払督促の長所・短所

#### 長所

- ・ 裁判を行う場合に比べ、印紙代が半額程度
- ・ 郵送で申し立てができる
- ・ 申立人が裁判所に出頭しなくていい

・ 裁判所は書類審査のみで支払督促を出してくれる、証拠調べはしない

・ 相手が異議を申し立てなければ、証拠調べや審理を経ずに、早い段階で仮執行宣言を得て強制執行できる

#### 短所

- ・ 金銭の支払請求などにしか利用できない
- ・ 相手の住所地の管轄の簡易裁判所に申立てとなる
- ・ 相手方が異議を申し立てた場合、訴訟へ移行する

### 3. 支払督促にかかる費用

支払督促の費用は、印紙代・切手代を入れて(請求額にもよりますが)数千円で済みます。もちろん、弁護士や司法書士に手続きを頼めば、これとは別途に弁護士・司法書士費用がかかりますが、自力でやればそれだけで済みます。

費用は、申立の手数料+郵便代です。

当事者に法人がいれば、その分の登記簿謄本の取得代(1通1,000円)がかかります。

郵便代は各裁判所により異なりますが、1,000円～2,000円ほどです。

申立の手数料は、通常手数料額の収入印紙を申立書に貼付します。

なお、これらの費用は、支払督促の際に全て相手に請求することができます。

#### 最後に

上記でお伝えした通り、支払督促であれば弁護士等に依頼しなくても、自分で裁判を行うことが可能です。簡易裁判所の窓口で相談しながら書類作成もできますので、債権のことでお悩みの方は、是非活用するようにしましょう。

以上